

◎新潟県訓令第19号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第4福祉保健部医務薬事課の部の改正は、令和2年9月1日から実施する。

令和2年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前									
<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 福祉保健部 (略) 医務薬事課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)	<b>別表第4（第6条関係）</b> (略) 福祉保健部 (略) 医務薬事課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第3項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(10) (略) (11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第2項の規定により、職員に廃棄、回収その他の必要な処分をさせること。 (12)～(34) (略)										
(略) 子ども家庭課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)	(略) 子ども家庭課 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)		部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第6項、第31条の6第6項及び第37条第6項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)										
部長専決事項	課長専決事項										
(略)	(1)～(13) (略) (14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第8条第5項、第31条の6第5項及び第37条第5項の規定により、貸付金の据置期間を延長すること。 (15)～(18) (略)										
<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項			<b>別表第6（第15条関係）</b> (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項		
専決権限を有する者	専 決 事 項										
専決権限を有する者	専 決 事 項										

(略)	
保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	<p>(1)～(21)の7 (略)</p> <p>(21)の8 動物の愛護及び管理に関する<u>法律第21条の5第2項</u>の規定による届出を受理すること。</p> <p>(21)の9・(21)の10 (略)</p> <p>(21)の11 動物の愛護及び管理に関する<u>法律第25条第7項</u>の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>(21)の12～(29) (略)</p> <p>(29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></p> <p>(30)～(40) (略)</p>
(略)	

(略)	
保健所 生活衛生課長及び衛生環境課長	<p>(1)～(21)の7 (略)</p> <p>(21)の8 動物の愛護及び管理に関する<u>法律第22条の6第2項</u>の規定による届出を受理すること。</p> <p>(21)の9・(21)の10 (略)</p> <p>(21)の11 動物の愛護及び管理に関する<u>法律第25条第4項</u>の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。</p> <p>(21)の12～(29) (略)</p>
(略)	